



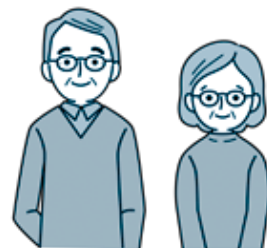
新たな年金生活者支援給付金対象者に請求書が郵送されます

問 給付金専用ダイヤル（ナビダイヤル） ☎0570-05-4092



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには、請求書の提出が必要です。

対象者	◎老齢基礎年金を受給している人（以下の要件をすべて満たす人） ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者 ②同一世帯の全員が市民税非課税 ③前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下 ◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人 ○前年の所得額が約472万円以下
請求手続き	(1)新たな対象者には、年金生活者支援給付金請求書を順次郵送していますので、日本年金機構へ提出してください。令和5年1月4日(水)までに請求手続きが完了すると、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます（すでに年金生活者支援給付金を受給している人の手続きは不要です）。 (2)新たに老齢・障害・遺族基礎年金を請求する人は、年金の請求書を提出する際に、あわせて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。



◎お知らせ

介護保険料の減免のお知らせ

問 佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-11135



次の条件に当てはまる人は、介護保険料が減免される場合があります。

■新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難になった人

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次のどちらかの要件に該当する場合

- ・事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年の収入の3割以上が減少する見込みであること
- ・減少が見込まれる収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■災害で損害を受けた人

- ・損害割合が10分の3以上であること
- ・前年中の各世帯員の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

■失業（定年退職・自己都合退職は除く）や長期入院等で収入が著しく減少した人

- ・当該年の各世帯員の合計所得金額の合算額の見積額が前年中の各世帯員の合計所得金額の合計額の10分の5以下であること
- ・前年中の各世帯員の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

■低所得者で生活に困窮している人

- ・令和4年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階であること
- ・世帯の令和3年の年間収入額が88万円以下であること（世帯員がひとり増えることに41万円加算）
- ・住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ・住民税課税者である親族などに扶養（税・医療）されていないこと
- ・各世帯員の預貯金の合計額が180万円以下であること（預貯金には、生命保険の返戻金なども含む）
- ・各世帯員が所有するすべての不動産（自己居住用および生計維持のためのものを除く）を活用しても生活に困窮していること

【申請方法】

申請内容によって提出する書類が異なるため、事前に問い合わせください。